建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年６月19日

中国地方整備局長　林　正道

１　処分をした年月日　令和７年５月29日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　有限会社西川工業　深見　正芳　鳥取県米子市河崎3199―１　国土交通大臣許可（般―３）第22018号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年５月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

## 登録政治資金監査人登録公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

令和七年六月十九日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

| 登録番号 | 登録年月日 | 氏　名 |
|---|---|---|
| 六二八四 | 七、四、一一 | 牧野　靖 |
| 六二八五 | 七、四、一一 | 土屋　元人 |
| 六二八六 | 七、四、一一 | 中川　勝利 |
| 六二八七 | 七、四、二五 | 長谷　義明 |
| 六二八八 | 七、四、二五 | 姜　良薫 |

## 登録政治資金監査人登録抹消公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

令和七年六月十九日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

| 登録番号 | 氏　名 | 抹消年月日 | 抹消事由 |
|---|---|---|---|
| 七七〇 | 名古屋保行 | 六、一、三〇 | 政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号 |
| 一〇一七 | 池田　稔 | 六、一一、三〇 | 政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号 |
| 三二三二 | 太田　猛 | 六、一二、三一 | 政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号 |
| 三二八一 | 寺山　正義 | 七、四、二五 | 本人からの申請 |
| 三三六三 | 海老沼四郎 | 七、一、二〇 | 政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号 |
| 三三七〇 | 山田　夏子 | 五、一一、一七 | 政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号 |
| 四四二二 | 唐澤　孝好 | 七、四、二五 | 本人からの申請 |

## 登録政治資金監査人証票亡失公告

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

令和七年六月十九日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

| 登録番号 | 氏　名 | 登録政治資金監査人証票の番号 | 亡失年月日 |
|---|---|---|---|
| 五二八四 | 中村　謙一 | 六五三四 | 七、三、一 |

## 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告